

御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託プロポーザル 実施要領

1. 目的

本市の公共施設において、市民が最も利用する市役所・アザレアホールは市北部にあり、中央公民館や文化交流センター等その他の施設は各地区に点在している。それらの施設は、地理的条件や社会的条件から他市のように機能的に配置されているとは言い難い状況である。また、大阪などへの玄関口である近鉄御所駅・JR御所駅も市北部にありアクセスは決してよくない。このような状況を踏まえ、平成15年4月より本市は交通不便地域の日常生活を支える移動手段として、コミュニティバス（ひまわり号）を、市全域の東・西の計2コース（平成27年4月1日ルート変更及びダイヤ変更・大人100円）で運行を始めた。また、令和5年1月1日からは交通再編を行い、それまで市全域で走行していたコミュニティバスを市北部に集約（東・西の計2コース・大人200円）することで便数を増やし利便性の向上を目指している。

今後の高齢化世帯の増加に伴う、公共交通需要の高まりに対し、更なる利便性の向上を実現するため、受託者の技術力や問題解決力等を総合的に判断しプロポーザル方式により、事業者からの提案を募るものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務委託名
御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託
- (2) 業務委託の内容
別紙「御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 業務委託期間
令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
- (4) 事業費限度額
28,283,200円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
*この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3. スケジュール

公告日	令和 6年 1月 5日 (金)
質問書の提出期間	令和 6年 1月 5日 (金)～令和 6年 1月10日 (水)
質問書の回答	令和 6年 1月12日 (金)
参加表明書等の提出期間	令和 6年 1月12日 (金)～令和 6年 1月17日 (水)
企画提案者の決定	令和 6年 1月18日 (木)
企画提案書等の提出期間	令和 6年 1月18日 (木)～令和 6年 1月24日 (水)
ヒアリング日	令和 6年 1月30日 (火)
選定結果通知	令和 6年 2月 1日 (木)

4. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市において令和5年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124

号)による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 奈良県に本店、または支店（営業所等）を有する者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 自家用有償旅客運送事業者であること。または、令和6年4月1日の運行開始までに、道路運送法第79条に定める、自家用有償旅客運送事業の登録を受ける予定であること。なお、登録申請等に要する費用は、受託者が負担するものとし、本委託契約には含まない。

5. 参加に係る資料及び様式集の配布

(1) 配布方法

御所市ホームページよりダウンロード

(2) 配布期間

令和6年1月5日（金）から令和6年1月24日（水）まで

(3) 配布書類一覧

- ・御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託プロポーザル実施要領（本要領）
- ・御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託仕様書
- ・参加表明書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・会社概要書（第3-1号様式・第3-2号様式）
- ・辞退届（第4号様式）
- ・企画提案書表紙（第5号様式）
- ・御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託審査基準表（以下、「基準表」という。）

6. 審査の方法

本業務の受託に係る優先交渉事業者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。概要は以下のとおり。

① 書類審査

受託を希望する事業者は、参加表明書等を提出して書類審査を受けること。提出された書類等を基に、企画提案者を決定する。

② プレゼンテーション審査

企画提案者に決定された者は、企画提案書等を提出のうえ、提案内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を受けること。選定部員は企画提案者からのプレゼンテーションを受け、別紙「基準表」により総合的に審査・採点を行い、優先交渉事業者を選定する。なお、公平性を期するため、審査は事業者名を伏せて行う。

7. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書（任意様式）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メール（Wordに限る）により送信すること。なお、電子メールの件名は「御所市コミュニティバス運行管理業務委託に係る質問」とし、質問書提出後、必ず「12. 担当・提出先」へ電話にて受信確認をすること。

(2) 送信先

「12. 担当・提出先」に同じ。

(3) 質問受付期間

令和6年1月10日（水）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

令和6年1月12日（金）午後5時までに、電子メールにて回答する。

8. 書類審査

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加表明書等を提出すること。

※審査項目及び審査基準は別紙「基準表」のとおりとする。

(1) 提出書類

(ア) 参加表明書（第1号様式）

(イ) 誓約書（第2号様式）

(ウ) 会社概要書（第3-1号様式・第3-2号様式）

(エ) 業務実施社内体制表（任意様式）

本委託業務を実施するにあたり、仕様書にある総括責任者及び主任担当者は必ず明記すること。

(2) 提出部数

上記「(1) 提出書類」の(ア)及び(イ)については、正本1部、副本1部、(ウ)及び(エ)については、正本1部、副本8部を提出すること。

(3) 提出期間

公告日から令和6年1月17日（水）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

(4) 提出先

「12. 担当・提出先」に同じ。

(5) 提出方法

持参により提出すること。

(6) その他

① 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用することはない。

② 参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（第4号様式）を提出すること。

9. 企画提案者の決定

(1) 決定方法

参加表明書等の提出書類を基に、別紙「基準表」のうち「(1) 業務実績から (3) 経営基盤」について審査し、上位3者程度を決定する。

参加表明が4者以上あった場合は、書類審査により3者程度を選定し、プレゼンテーション審査を行う。なお、参加表明が3者以下であった場合は、参加表明した全事業者にプレゼンテーション審査を行う。

(2) 決定通知

参加表明書を提出した者には、令和6年1月18日(木)に企画提案者の決定通知（企画提案書等の提出依頼）又は非選定の通知を電子メールにて送信する。

10. プレゼンテーション審査

書類審査により企画提案者となった場合は、次により企画提案書等を提出すること。

※審査項目及び審査基準は別紙「基準表」のとおりとする。

プレゼンテーション及びヒアリング日：令和6年1月30日(火)

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書

- ①企画提案書表紙（第5号様式）
- ②企画提案書（任意様式）

(イ) 見積書（任意様式）

※見積額には消費税額及び地方消費税額を含む。

※29人乗り車両を令和6年度中に14人乗り車両へ入れ替え予定であるため、

29人乗り車両を1年間運行した場合の見積もりと

令和6年10月に14人乗り車両に入れ替えた場合の見積もりをそれぞれ提出。

(2) 提出部数

上記「(1) 提出書類」の(ア)及び(イ)について、正本1部、副本8部とし、それぞれ別綴とすること。

(3) 提出期間

令和6年1月18日(木)から令和6年1月24日(水)（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

(4) 提出先

「12. 担当・提出先」に同じ。

(5) 提出方法

持参により提出すること。

(6) 企画提案書作成上の留意点

- ア 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

- イ 企画提案書の表紙は規定の様式（第 5 号様式）を使用し、ページ下部に通しページ番号を振ること。なお、ページ数は表紙を含め 15 ページ以内とする。
- ウ 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く）。
- エ 提案書及び見積書には、正本を除き、会社名、会社名を類推するような表現を使用しないこと。正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- オ 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載とすること。
- カ その他
 - ① 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。
 - ② 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用することはない。
 - ③ 提出のあった企画提案書等の内容に関して選定の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会及び確認を行う。

1 1. 優先交渉事業者の選定

(1) 選定方法

- ア 企画提案書等の提出書類及びヒアリングの内容を基に、別紙「基準表」のうち「(4) 運行実施スケジュール及び運行許可申請等から (9) 車両」及び「(C) 見積金額」について評価を行い、その平均点を評価点とする。その評価点が最上位の者を優先交渉事業者として選定する。なお、合格基準点は 60 点以上（書類審査及びプレゼンテーション審査の合計）とし、評価点が同点の場合は、「(5) 運転業務」、「(6) 運行管理業務」、「(8) 運賃徴収業務」の順序で、その項目の審査点を比較して選定する。
- イ 優先交渉事業者との協議が不調となった場合や契約締結までに「4. 参加資格」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は災害・事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合には、審査結果に基づき、次点交渉事業者から順に繰り上げて交渉を行うものとする。

(2) 選定結果

選定の結果については、令和 6 年 2 月 1 日（木）にすべての企画提案者へ電子メールにて通知する。なお、非選定の者の評価に関する問い合わせには応じない。

1 2. 担当・提出先

〒639-2298 奈良県御所市 1 番地の 3（御所市役所 本館 2 階）

御所市役所 企画政策部 企画政策課 企画係

担当：泉谷・砂田・中谷

電話：0745-44-3166【直通】

電話：0745-62-3001【代表】 内線（323）

F A X：0745-62-5425【代表】

電子メール：kikaku@city.gose.nara.jp